

八尾市職員旅費条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
別表第1（第2条関係） 略 備考1・2 略	別表第1（第2条関係） 略 備考1・2 略 3 職員が災害応急対策又は災害復旧のため、市長が別に定める被災地域に出張し、かつ、出張先に滞在する場合において、特に必要があると市長が認めるときの日当の額は、第14条及びこの表の規定にかかわらず、1日につき3,970円とする。ただし、当該被災地域の地方公共団体から災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第19条に規定する災害派遣手当を支給される場合にあっては、日当は支給しない。
別表第2 略	別表第2 略